

参考資料 2

計量行政審議会答申（案）

（型式承認・指定検定機関に係る箇所の抜粋）

今後の計量行政の在り方  
— 次なる 10 年に向けて —  
答申（案）

平成 28 年〇月〇日

計量行政審議会

## はじめに―一次なる10年に向けて―

我が国の計量制度は、昭和26年の計量法制定以降、平成5年の改正計量法の施行を経て、各時代の要請に適切に対応しつつ変遷してきており、今日まで、我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保し、安全、安心の基盤として機能してきている。

しかしながら、計量法を適切に執行するに当たり、現在の計量行政における実態を踏まえ、計量制度の必要な改善点等を明確にする必要がある。また、技術の進展等、計量行政を取り巻く状況の変化に的確に対応することが求められる。

計量行政審議会では、平成28年5月11日に経済産業大臣より今後の計量法の施行の在り方について諮問があったことを受け、以下の三つの視点から、制度全体の現状と今後の展望を見据えつつ、21の論点について議論を行い、短期（2～3年程度以内）、中長期（5～10年程度）にわたって取り組むべき方向性を示した。

### 1. 民間事業者の参入の促進

適正計量の信頼性を確保しつつ、製品開発、試験評価、品質管理などにおいて高い技術力を有する民間の製造事業者・試験所等の参入や計量士の活用を促進するための見直しを行う。

### 2. 技術革新、社会的環境変化への対応

計量器の技術革新、計量制度を取り巻く社会的環境変化に対応し、対象特定計量器や技術基準の見直し等を検討する。

### 3. 規制範囲・規定事項の再整理・明確化

現在の規制に関して、その範囲・規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとするための措置を図る。

# 第1章 民間事業者の参入の促進

適正計量の信頼性を確保しつつ、製品開発、試験評価、品質管理などにおいて高い技術力を有する民間の製造事業者・試験所等の参入や計量士の活用を促進するための見直しを行う。

## 1 計量器による適正な計量の実施の確保

計量器は、様々な経済活動の適正化を図るとともに、人々の健康、安全を確保する等、国民生活の利便と安全の確保を通じ、経済の発展及び文化の向上に寄与する上で極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、取引・証明において、あるいは消費者が、その計量器が正確であることを確認することは事実上困難であるため、計量器の製造、使用等に対して、計量法に基づく、適正な計量の実施の確保を実施してきている。

具体的には、取引・証明又は一般消費者が使用するために適正な計量の実施の確保が必要とされた計量器（特定計量器）については、原則、検定等によりその精度が担保されたものを使用することが義務付けられている。そのため、特定計量器については、検定の実施により、構造及び器差に関する技術上の基準への適合を確認する制度がある。

また、使用状況から器差に変化が生ずるおそれがあると考えられる特定計量器については、必要に応じて、検定の有効期間を設けたり、定期検査及び装置検査によって精度の維持を図る必要がある。

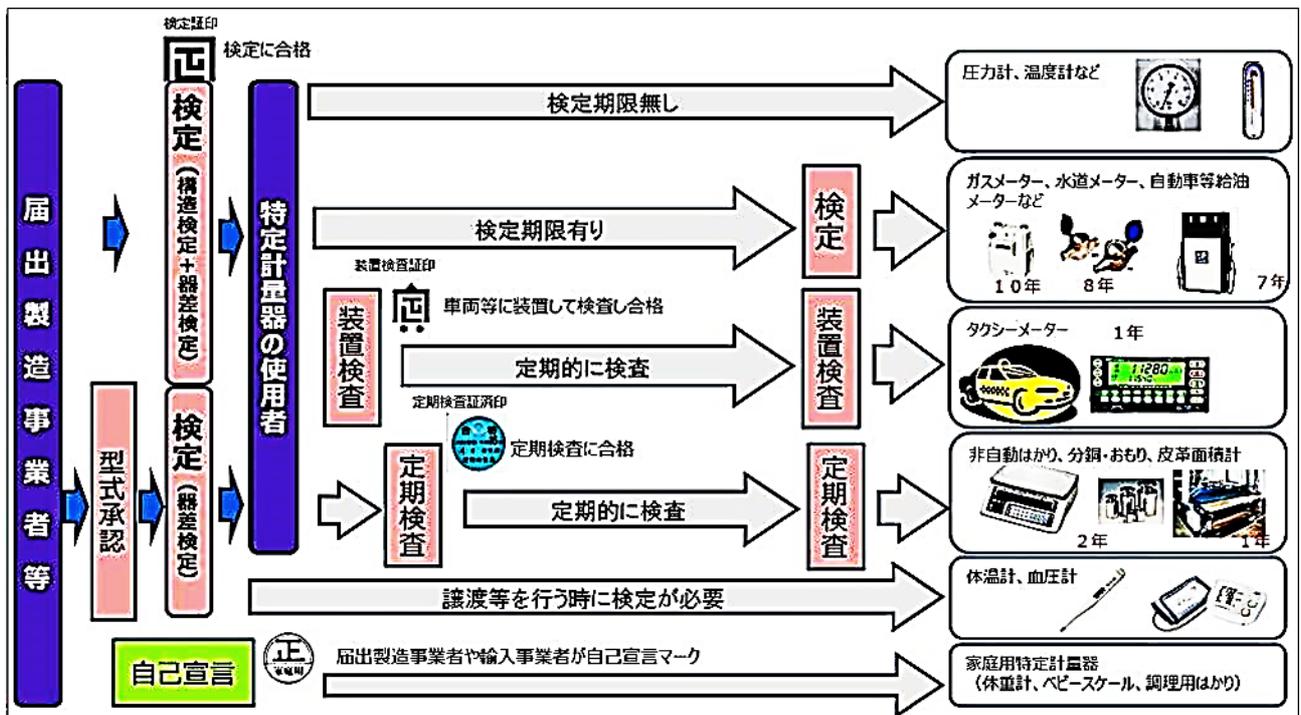


図1 特定計量器の検定・検査義務

## (i) 型式承認制度（試験成績書の受入れ）

### ① 型式承認制度の現状と今後の展望

型式承認制度は、国家計量標準機関である国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。電気計器は日本電気計器検定所（以下「日電検」という。）が実施。）が一元的に実施することによって計量器の信頼性が確保される、計量法の根幹の制度である。すなわち、現在では、型式承認を経た計量器は、大量生産されることが一般的であるため、それらを検定・定期検査により全数検査を行う仕組みによって、市場に流通、使用されている計量器の適正計量が維持されている。また、構造検定を全数行うことなくサンプルで実施しているため、効率的、効果的に新計量器の構造が担保される。

一方、計量器の電子化・情報化等の技術革新、社会的環境の変化に伴い、型式承認の試験項目は増大し、ますます高度化・複雑化するとともに、試験設備の高額化・大型化が進展している。また、使用者ニーズの多様化等に伴い、非自動はかり等においては、新型式の速やかな市場投入が求められているため、開発のスピード化が進展している。こうしたことから、型式承認機関で全ての試験を実施することが非現実的であることは世界的な共通認識となっている。

国際的には、OIML<sup>1</sup>において、OIML 証明書制度（OIML 基本証明書制度<sup>2</sup>、MAA 制度<sup>3</sup>）が整備され、各国の型式承認において、相互の試験成績書の活用が進展しつつあり、現在、さらなる促進のための議論が活発に行われている。OIML 証明書制度には、欧州だけでなく、他地域の国々、特にアジア各国も参加しており、今後更なる発展を遂げる可能性があるため、将来的には、より多くの特定計量器において、世界のどの国の型式承認を受けることも可能な状況が作られる可能性がある。

さらに、欧州を始めとする型式承認機関においては ISO/IEC 17025<sup>4</sup>の認定試験所（MTL<sup>5</sup>を含む）が実施した試験結果であって、型式承認機関が認める試験成績書の一部又は全部を活用しているのが一般的であり、OIML 証明書制度においても MTL の試験データの活用が認められている。

こうした中、我が国においては、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）が中心に実施している ISO/IEC 17025 の試験所認定は、着実に普及してきており、

<sup>1</sup> OIML：国際法定計量機関（International Organization of Legal Metrology）。国際法定計量機関を設立する条約に基づき設立された機関。計量器の使用から生じる技術上及び行政上の諸問題を国際的に解決するための様々な活動を実施。加盟国は 62 か国、準加盟国は 62 か国・地域（平成 28 年 7 月現在）。

<sup>2</sup> OIML 基本証明書制度：OIML 加盟国の型式承認機関が OIML 勧告文書に基づき発行した型式証明書等を任意で受け入れる制度。計量器を輸出する場合、もし対象国がその証明書等を受け入れた場合は型式承認試験の全部又は一部が免除されることがある。

<sup>3</sup> MAA 制度：Mutual Acceptance Arrangement。OIML 加盟国の型式承認機関が OIML 勧告文書に基づき発行した型式証明書等を制度の趣旨に賛同する国の中で相互に受け入れる制度。OIML 基本証明書制度と異なり、OIML 加盟国のうち試験能力の審査を受けた型式承認機関のみが証明書を発行するため、発行される型式証明書への信頼性が高い。現在、非自動はかり（R76）、ロードセル（R60）及び水道メーター（R49）で運用されており、日本は非自動はかり及びロードセルに参加。

<sup>4</sup> ISO/IEC17025：試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項。試験又は校正の実施に当たり、試験所又は校正機関が、適正な品質管理システムの下、技術的に妥当な結果を出す能力があることを実証しようと望む場合に、その試験所又は校正機関が満足しなければならない要求事項を規定した国際規格。国際的に広く認定が進展している。

<sup>5</sup> MTL：製造事業者内の試験所（Manufacturer's Testing Laboratory）。欧州等の型式承認制度においては、高い品質管理能力と試験過程の中立性を保つ製造事業者について、自らの試験結果を型式評価のためのデータとして使うことが認められているが、この品質管理能力と中立性確保のために ISO/IEC17025 認定試験所であることが求められる。

また、製品開発や試験評価などにおいて高い技術力を有する製造事業者の中には、自社又は第三者において開発段階から十分な試験を実施している企業もある。

このような状況を踏まえ、我が国においても、制度の信頼性は十分確保した上で、国際的な潮流に合わせ、より効率的かつ効果的な型式承認の制度運用を構築することが求められる。

なお、試験成績書の受入れに当たっては、最終的には産総研が合否を判断することとなるため、産総研の役割が今後ますます重要なものとなる。さらに、国内の製造事業者等との更なる技術の情報共有や OIML 証明書制度の進展によって、諸外国の型式承認試験を受けた計量器が我が国で流通することが増加するため、諸外国の型式承認機関等との交流や情報収集が重要となる。

## ② 具体的な見直しの方向性

### (短期的取組)

- 型式承認における試験成績書の受入れを行うべく、所要の見直しを速やかに実施する。
- 特に、OIML に基づき世界的に試験成績書の活用が進展しており、製造事業者のニーズが高い「非自動はかり」の試験成績書の受入れ体制を整備し実効性のあるものとする。

### (中長期的取組)

- 他の計量器は、製造事業者側から試験成績書の受入れに関するニーズが高まった際に、受入れ側の体制の状況、非自動はかりでの受入れ実績や国際的動向等を踏まえ、実施を検討する。
- 産総研が中心となり、NITE、計量器メーカー等とも連携し、MAA 制度の推進のため、国内体制の整備、国際提案の取組を積極的に行う。

## ③ 見直しに当たり整備する要件

### (制度の信頼性の確保)

民間事業者による試験成績書の受入れを実施しても、信頼性は確保されるよう所要の整備を行う。具体的には次の措置を講じる。

- 試験成績書を発行する試験所は、ISO/IEC 17025 認定を前提とする。
- 加えて、更なる信頼性を確保するために産総研において、追加の判断基準となるガイドライン等を整備する。(例：ILAC<sup>6</sup>/MRA 署名認定機関により認定された試験所とする、産総研で保有する実績データを参考にする、など)。
- 器差の全数検定及び定期検査等の現行制度を堅持する。

### (関係者が実施すべき体制の整備)

- NITE は、ニーズの高い試験に関して技術基準である JIS に対応した、ISO/IEC 17025 認定プログラムの整備を速やかに実施する。

<sup>6</sup> ILAC：国際試験所認定協力機構 (International Laboratory Accreditation Cooperation)。認定試験所及び校正機関の試験・校正結果の国際的な相互受入れを促進することを目的とした、認定機関の国際協力のための会議体。118 の国・地域から 151 の認定機関が参加。うち 90 機関が国際的な相互評価により認定機関同士の MRA (Mutual Recognition Arrangement:相互承認取り決め) に署名している (平成 28 年 5 月時点)。

○産総研は、ISO/IEC 17025 認定に追加する判断基準となるガイドライン及び試験成績書の受入れ体制の整備を速やかに実施する。

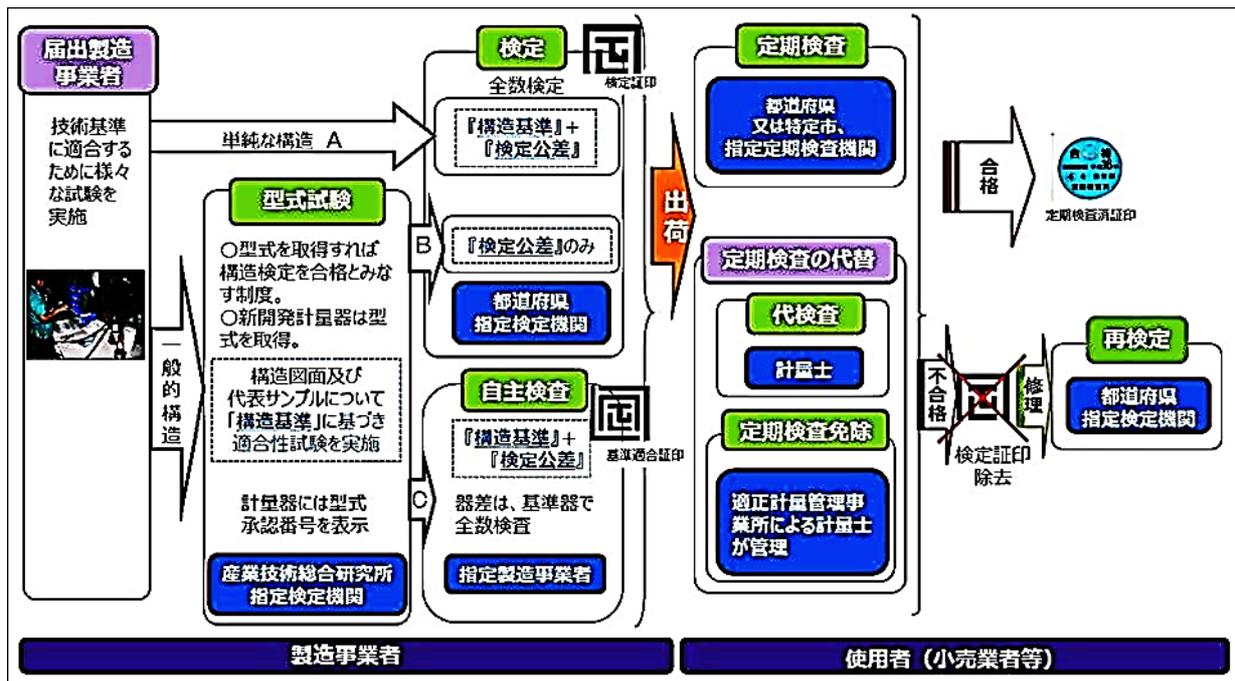


図2 非自動はかりを例とした特定計量器の規制の流れ

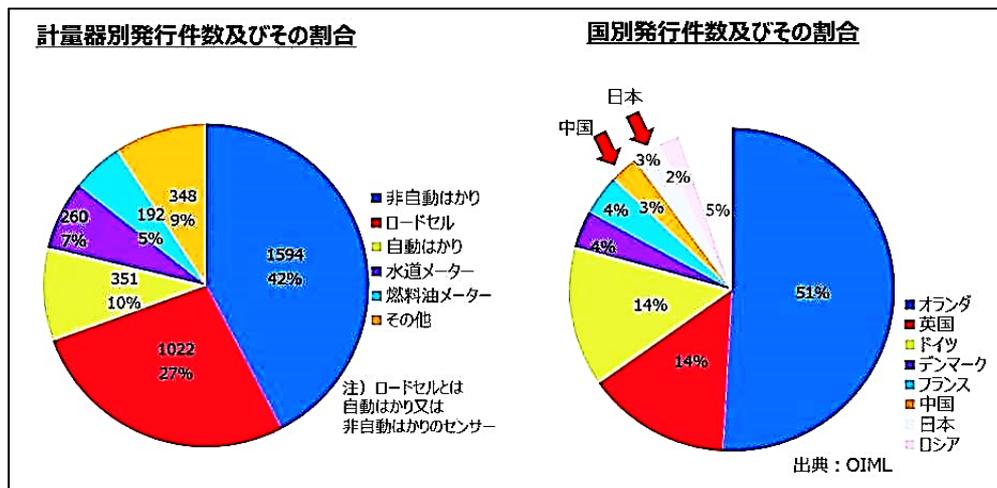


図3 OIML 証明書制度 (基本証明書・MAA 証明書) における発行件数及び割合

(ii) 検定制度 (指定検定機関の指定要件の見直し)

① 検定制度の現状と今後の展望

特定計量器の全数検定を行うことにより、公正・公平な取引・証明を確保し、安全・安心を確かなものとしている。

現在、検定を行うことができる民間機関である指定検定機関 (大臣指定) は、構造検定 (型式ごとの確認) 及び器差検定 (個別の計量器ごとの精度確認) の全ての項目を行うことができる機関であることが規定されている。また、実態的に全国規模で業務が行うことができる機関に限定して指定されている。こうしたこともあり、騒音計、振動レベル計、濃度計等について一般財団法人日本品質保証機構が唯一指定されている。

また、地方分権一括法施行以降の計量行政の体力格差が拡大しており、引き続き円滑な検定・検査体制を維持することが困難となっている地方自治体も少なからず存在するのが実態である。加えて、社会的環境の変化やユーザーニーズの多様化（営業時間外の検定ニーズ、修理検定への対応等）への対応も求められている。

なお、検定・検査は、型式承認や指定製造事業者制度の指定等において組織が技術基準に照らし総合的に判断する業務とは異なり、市場流通後の計量器については営業で使用中の計量器の合否をその場で判断しなければならないなど、最新の技術基準や計量器への精通など個人の高い技量が要求される。したがって、地方自治体の検定官は、産総研における5か月の計量教習の受講を修了した一般計量士と同等の資質が求められている<sup>7</sup>。

こうした中、適正な計量の実施を確保するため、検定制度は今後も将来にわたって盤石な制度とすべきであるため、地方自治体の業務を補完することを目的の一つとし、都道府県が検定を実施している特定計量器を主として、制度の信頼性は確保した上で、民間参入を促進し、実施者の拡大を図ることが望ましい。

## ② 具体的な見直しの方向性

### （短期的取組）

- 指定検定機関の指定の要件を緩和し、器差検定のみ<sup>8</sup>を行う指定検定機関や、全国規模ではなく一部の都道府県での業務を認めるべく、所要の見直しを速やかに実施する。
- 指定定期検査機関についても、同様の見直しが必要であるかどうか、速やかに検討を行う。
- 計量器団体、計量士団体は、会員等に対して指定検定機関への参入を促す。また、会員等は体制を整備し、積極的に参入する。

### （中長期的取組）

- 国及び地方自治体は、周知活動等を通じて指定検定機関・指定定期検査機関の普及を推進し、信頼性の確保のため、立入検査や試買調査（市場から計量器を無作為に購入し、適合性を確認）の充実を図る。
- 産総研は、計量器団体、計量士団体等とも連携し、指定検定機関・指定定期検査機関向け及び計量士の資格取得後の教習の充実を図り、指定検定機関・指定検査機関の体制強化に資する（後述(II(i))）。

## ③ 見直しに当たり整備する要件

### （制度の信頼性の確保）

指定検定機関の指定の要件緩和により民間参入が促進され実施者が拡大しても、信頼性は確保されるよう所要の整備を行う。具体的には次の措置を講じる。

- 公正性、公平性、独立性を担保するために、検定の直接の利害関係者である計量器の

<sup>7</sup> 平成12年の地方分権一括法による自治事務化以前は、計量教習の受講が義務付けられていた。

<sup>8</sup> 便宜上、器差検定のみと記載しているが、現在、都道府県で実施している型式承認表示の一致、表記事項の確認等は実施する。

使用者は認められない。また、製造事業者又は修理事業者を認める場合、検定の実施者は、製造部門又は修理部門とは独立した者とする。組織に対して要求される事項としては、現行の指定基準がそのまま認められるか、ISO (ISO/IEC 17025、ISO/IEC 17020 (例として附属書のタイプ A 基準など)) や他法令において民間事業者を検査機関として指定している場合の基準について考慮する。

＜現行の指定基準＞

- ①特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと
- ②検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと
- ③検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと

- 検定・検査の実施者は、公正性、公平性、独立性が確保された計量士とする。加えて、制度の信頼性を確保するため、計量士の登録後の計量教習によって、最新の技術基準や計量器への知見を有した人材を中長期的に育成することが必要である。
- 新規参入が一部の計量器や地域に集中した場合、自治体や現存の指定検定機関にとって、件数が減少するにもかかわらず引き続き設備・人員を要する計量器の検定のみが残り、検定制度の維持が困難になることが予想されるため、国が事前の意向調査を実施する。
- 国及び地方自治体は、立入検査や試買調査の充実を図る。

**(器差のみ検定以外の業務)**

- 現行の指定検定機関は、型式承認の試験や指定製造事業者の品質管理の調査の業務を行うことができる。しかし、器差のみ検定とこれらの業務は、性質が異なる業務であり、また、相乗効果も認められないため、器差のみ検定業務に特化して見直しを実施する。

**(関係者が実施すべき体制の整備)**

- 民間事業者（計量士団体を含む）は、指定検定機関・指定定期検査機関に参入すべく体制を整備する。
- 国及び産総研は、計量士の資格取得後の教習の整備を実施する（後述II(i)）。